

工事に係る業務委託の入札金額の積算内訳書の提出の取扱いについて

(平成 15 年 10 月 21 日 財政局長決裁)

入札金額の積算内訳書の提出の取扱いについて（平成 14 年 3 月 28 日 財政局長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 入札参加業者の真摯な見積りを促し、もって業者の積算能力の向上に資するため、また、適正な履行が見込めないような著しく低価格な受注や談合防止の観点などから、工事に係る業務委託の入札参加者から入札金額の積算内訳書の提出等を求める。

（積算内訳書の持参義務）

第 2 条 入札参加者は、契約担当課（財政局財政部契約課、区役所区民部総務課及び区役所総合支所総務課をいう。）発注に係る工事に係る業務委託の入札において、初度入札時に、初度入札金額に対応した積算内訳書を持参しなければならない。ただし、電子入札により行うときはこの限りでない。

2 前項に掲げる積算内訳書は、閲覧又は配付設計図書の中の「業務委託費内訳書」と同一様式に、見積り金額を各項目部分に、会社名と業務名を余白部分に、それぞれ記入したもの等とする。

（積算内訳書の提出）

第 3 条 契約担当課が必要と認めるときは、入札参加者は、初度入札金額に対応した積算内訳書を提出しなければならない。

（委任）

第 4 条 この取扱いに定めるもののほか、この取扱いの実施について必要な事項は、財政局財政部契約課長が別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この取扱いは、平成 15 年 10 月 28 日から実施する。

（経過措置）

2 この取扱いは、この取扱いの実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則

（実施期日）

1 この改正は、平成 17 年 7 月 19 日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の入札金額の積算内訳書の提出の取扱いについてにおける第 3 条第 1 項の規定は、平成 17 年 7 月 25 日以後に発注の手続を行う工事について適用し、同日前に発注の手続に着手した工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 6 月 30 日改正）

(実施期日)

- 1 この取扱いは、平成19年7月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の「入札金額の積算内訳書の提出の取扱いについて」は、平成19年7月18日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成20年1月11日)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成20年1月11日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の「入札金額の積算内訳書の提出の取扱いについて」は、平成20年1月11日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月31日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の「入札金額の積算内訳書等の提出の取扱いについて」は、平成21年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月30日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成22年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の「入札金額の積算内訳書等の提出の取扱いについて」は、平成22年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月25日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の「入札金額の積算内訳書等の提出の取扱いについて」は、平成27年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月18日改正)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成28年12月1日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成29年1月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の「工事に係る業務委託の入札金額の積算内訳書等の提出の取扱いについて」は、平成29年1月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。